## ワークライフバランス講演会 開催報告

## 第7回講演会 厚生労働省医政局医事課 松浦祐史先生をお迎えして

第35回日本小児外科学会秋季シンポジウム・PSJM2019では、第7回講演会を開催しました。講師には、厚生労働省医政局医事課より松浦祐史先生をお迎えし「医師の働き方改革の取り組み」という演題でご講演頂きました。

松浦先生はご自身も医師としての勤務経験をお持ちであり、平成29年3月に策定された「働き方改革実行計画」を踏まえ、医師の働き方改革における厚生労働省の担当者の1人としてご尽力なさっています。今回の講演では、昨今メディアを中心に広く取り上げられてきた「年1,860時間」とされる医師の時間外勤務の上限について、その背景、数値設定の詳細および労働時間の短縮へ向けた取り組みについて、非常に分かりやすくご講演くださいました。

以下、ご講演の内容を紹介させて頂きます。

現段階では医師の労働時間の上限規制は猶予・除外されていますが、2024年4月より時間外労働時間の上限規制が適応されます。上限は3つの水準にわけて整理されています。

- (A) 水準:診療従事勤務医に 2024 年度以降適用される水準; 年 960 時間/月 100 時間
- (B) 水準:地域での医療提供体制を確保するための経過措置として暫定的な特例水準;年1,860 時間/月 100 時間
- (C) 水準:一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師向けの水準;年 1,860 時間/月 100 時間
- 一般の労働者に適用される時間外労働時間の上限を超えて働かざるを得ない場合には、 面接指導、結果を踏まえた就業上の措置等の追加的健康確保措置を講じ、また(B)水準については地域医療偏在対策により都道府県単位での偏在を解消する目標年が 2036 年とされていることから、2035 年度末以降の将来暫定特例水準の解消が目標とされています。
- 一方「医師の働き方改革の推進に関する検討会」では、医師の労働時間短縮に向けた緊急 的な取組として以下の 6 項目をとりまとめたとのことです。
  - ① 医師の労働時間管理の適正化にむけた取組
  - ② 36 協定の自己点検
  - ③ 既存の産業保健の仕組みの活用
  - ④ タスク・シフティングの推進
  - ⑤ 女性医師に対する支援
  - ⑥ 医療状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

タスク・シフティングの推進としては、専門医基本領域診療科学会や、看護協会をはじめ 各資格法に基づく職能団体等から、ヒアリングを開催し、看護師の特定行為研修受講を推進 する予算措置等も検討されています。また、(B)水準の医療機関が作成する労働時間短縮計 画、評価機能に係る枠組み、(C)-2 水準の対象医療機関の特定に係る枠組み等、法律上措 置を要する事項について検討され、2024年の時間外労働の上限規制の適用にむけて準備が 進められているとのことでした。